

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

取引先から受け取った貸付金利息

Q : 私は、個人で機械加工業を営んでいますが、古くから取引のある外注先に資金を貸し付けました。

ところで、この外注先から貸付金利息を受け取ったのですが、この利息は利子所得として申告するのでしょうか。

A : 利子所得ではなく事業所得になります。

【解説】

利子所得とは、①公債及び社債の利子、②預貯金の利子、③合同運用信託の収益並びに④公社債投資信託の収益の分配に係る所得をいい、ご質問の貸付金利子は、利子所得には該当しません。

ご質問の貸付金利子は、事業所得を生ずべき事業に付随して取引先に貸し付けた貸付金に対するものですから、事業所得の金額の計算上収入金額に含めることになります。

なお、次のような雑収入や事業に伴って生ずる付随収入も事業所得等の収入金額になります。

- (1) 空箱、作業くずなどの売却代金
- (2) 仕入割引
- (3) リベート
- (4) 買掛金の免除益
- (5) 使用人の寄宿舍の使用料
- (6) 事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品
- (7) 新聞販売店における新聞折込収入
- (8) 浴場や飲食業などにおける広告収入
- (9) 仕入先などから受ける開店祝金や改築祝金

